

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成28年2月3日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	6件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500385号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500051号

## 第1 結論

平成5年\*月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年\*月から平成6年3月まで

私は、国民年金の加入手続については、平成5年\*月にA町役場(現在は、B市役所)の支所に母親の付き添いで行った際、支所の方から、誕生日の前日から法的には誕生日とみなすため、加入するよう言われ、年金制度に対する詳しい知識もなかったが、その日に加入手続を行った。請求期間の保険料については、請求期間当時は学生で、諸事情により納付することはできなかったが、平成6年4月に社会人となり、夏には賞与も支給され、きちんとまとめて納付することができるようになったので、普通預金から、生活費と保険料を併せて8万円を出金し、そのうちの7万円弱を平成6年8月に半日休暇を利用して、同支所で遡ってまとめて納付した。

請求期間の保険料を納付したことにより、長い間納付できなかったことに対する罪悪感から解放され、とても晴々とした気持ちになったことを覚えている。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間は、\*か月と短期間であり、請求者は、請求期間以外の国民年金の加入期間において、保険料の未納はなく、請求期間後の加入期間において納付されている保険料の納付日を見ると、納付書が発行された後、速やかに納付されているため、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成5年\*月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金の加入手続が行われ、その際に、平成5年\*月(20歳到達時)以降の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられるところ、この加入手続時期は、請求者の陳述とも符合する上、請求者が請求期間の保険料を納付したとする時期(平成6年8月)は、時効成立前であるため、請求者は、その陳述する時期に、請求期間の保険料を全て過年度保険料と

して納付することが可能であった。

さらに、請求者は、当時、所持していた納付書を用いて請求期間の保険料を納付した旨の陳述をしているところ、B市の被保険者名簿によると、請求者の陳述のとおり、請求期間の保険料については、現年度保険料として納付されていた形跡は見当たらないため、請求期間の保険料に係る過年度保険料の納付書が作成され、請求者に対し発行されていたことがうかがえる。

加えて、請求者は、請求期間の保険料を遡ってまとめて納付するに至った一連の経緯や、当時、保険料に充てたとする現金の用意方法も具体的に陳述しているほか、請求者が用意したとする金額は、請求期間の保険料をまとめて納付した際の保険料額とおおむね一致していることを踏まえると、上述のとおり、\*か月と短期間である請求期間の保険料を、請求者が過年度保険料として納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500473 号  
厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500054 号

## 第 1 結論

請求期間のうち、平成 5 年 6 月、同年 7 月、平成 6 年 2 月及び同年 3 月の期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 44 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 4 年 7 月  
② 平成 5 年 6 月及び同年 7 月  
③ 平成 6 年 2 月及び同年 3 月

私は、国民年金に未加入であったので、平成 6 年 7 月に A 市 B 区役所で遡って加入する手続きを行い、同時に第 3 号被保険者への種別変更手続きを行った。その際、未納としていた全ての保険料を遡って納付したいと申し出たところ、区役所の職員から保険料は 2 年分までしか納付することができないとの説明を受け、納付金額が記載された紙 1 枚を受け取った。その日は手持ちのお金がなく、後日、お金を用意して区役所へ行き、金額は覚えていないが、何十万円か数十万円の保険料を一括で納付したにもかかわらず、2 年間のうちの 5 か所（5 か月）の保険料が未納とされている。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 市の国民年金被保険者名簿の受付記録欄によると、平成 6 年 7 月 22 日付けで請求者の国民年金に関する届出（第 1 号被保険者の資格取得及び第 3 号被保険者への種別変更）が受付されており、請求者が陳述する時期に、その陳述する内容の届出が行われていたことが確認できる。

また、請求者は、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続きを行った際に、職員から保険料は 2 年分までしか遡って納付することができない旨の説明を聞いたとしているところ、同市は、納付期限から 2 年以内であれば遡って保険料を納付することが可能であり、過年度保険料に係る納付書が社会保険事務所（当時）から後日送付されることを、通常、加入手続き時に被保険者に対し説明していた旨の回答をしていることから、請求者の陳述は、当時の同市の取扱いとも一致している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、

前述の届出に係る国民年金手帳記号番号以外に請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、これを契機として、平成2年5月まで遡って第1号被保険者として資格を取得する事務処理が行われ、同時に平成6年7月からは第3号被保険者として種別を変更する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、請求者は、請求期間①、②及び③の保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

加えて、請求期間②及び③について、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該期間前後の保険料はいずれも納付済みとされており、当該期間が含まれる平成5年度のうち、平成5年4月、同年5月及び同年8月から平成6年1月までの期間の保険料は、過年度保険料として納付されていることから、請求者が、同一年度内であり、かつ、いずれも2か月と短期間である請求期間②及び③の保険料を併せて納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、上述のとおり、請求者は、加入手続時期を基準とすると、当該期間の保険料を時効間際ではあるが過年度保険料として納付することが可能であり、A市は、加入手続の際に、被保険者から作成依頼があれば、区役所で時効間際の過年度保険料に係る納付書を作成することも可能であった旨の回答をしている。しかし、請求者は、i) 当時は保険料をどのように納付するのか知らず、納付書というものの存在自体をまだ知らなかった旨陳述しているため、請求者から作成依頼をしていたとは考え難いこと、ii) 区役所の職員から金額の書かれた手書きの紙を1枚もらったが、大きさや形までは覚えていない旨陳述しているため、その詳細は不明であることを踏まえると、請求者が、同市において当該期間に係る納付書を入手していたと推認する事情までは導きだせない。

また、前述のA市で受付された国民年金に関する届出内容が、その後、社会保険事務所において処理されたのは、オンライン記録によると、平成6年8月29日付けであったことが確認でき、日本年金機構C事務センターは、当該処理日から判断すると、過年度保険料に係る納付書の作成については、最短、平成6年9月以降であったと考えられる旨の回答をしている。この納付書が作成された平成6年9月時点において、請求期間①の保険料については、既に2年の時効が成立しており、社会保険事務所において当該期間に係る納付書は作成されず、請求者は、時効が成立していなかった当該期間直後の保険料から納付を開始していた可能性がうかがわれる。

さらに、請求者が請求期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500510 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500234 号

## 第 1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成 18 年 7 月 10 日は 12 万円、平成 18 年 12 月 11 日は 23 万 8,000 円、平成 19 年 12 月 10 日は 23 万 3,000 円、平成 20 年 7 月 10 日は 25 万円、平成 20 年 12 月 10 日は 30 万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 7 月  
② 平成 18 年 12 月  
③ 平成 19 年 12 月  
④ 平成 20 年 7 月  
⑤ 平成 20 年 12 月

請求期間①から⑤までについて、A社から賞与を支給されていたにもかかわらず、賞与の記録がないので記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①から⑤までに係る金融機関から提出された取引履歴調査結果及び同僚の賞与明細書並びに賞与支給明細書により、請求者がA社から当該期間に係る賞与 (請求期間①は 12 万 3,000 円、請求期間②から④までは 25 万円、請求期間⑤は 30 万円) を支給され、当該賞与額に相当する標準賞与額 (請求期間①は 12 万 3,000 円、請求期間②から④までは 25 万円、請求期間⑤は 30 万円) に基づく厚生年金保険料に見合う又はそれを下回る厚生年金保険料 (請求期間①は 8,569

円、請求期間②及び③は1万7,417円、請求期間④は1万8,745円、請求期間⑤は2万3,025円)を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、前述の金融機関から提出された取引履歴調査結果及び同僚の賞与明細書並びに賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は12万円、請求期間②は23万8,000円、請求期間③は23万3,000円、請求期間④は25万円、請求期間⑤は30万円とすることが必要である。

また、請求期間①から⑤までに係る賞与の支給日については、金融機関から提出された取引履歴調査結果及び同僚の賞与明細書により、請求期間①は平成18年7月10日、請求期間②は平成18年12月11日、請求期間③は平成19年12月10日、請求期間④は平成20年7月10日、請求期間⑤は平成20年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500501号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500236号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成17年7月15日は3万円、平成17年12月16日は41万8,000円及び平成18年7月14日は37万4,000円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成17年7月  
②平成17年12月  
③平成18年7月

請求期間①から③までについて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていた。

請求期間について、預金通帳の写しを提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、請求者から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚の支給明細票により、請求者がA社から当該期間に係る賞与(請求期間①は3万円、請求期間②は41万8,000円、請求期間③は37万4,000円)を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に係る厚生年金保険料(請求期間①は2,090円、請求期間②は2万9,861円、請求期間③は2万6,718円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚の支給明細票から推認できる厚生年金保険料控除額により、請求期間①は3万円、請求期間②は41万8,000円、請求期間③は37万4,000円とすることが必要である。

また、請求期間①から③までに係る賞与の支給日については、請求者から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚の支給明細票により、請求期間①は平成17年7月15日、請求期間②は平成17年12月16日、請求期間③は平成18年7月14日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求に係る届出を行っておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500395 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500237 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額について、平成 16 年 12 月 10 日は 30 万円、平成 17 年 12 月 12 日及び平成 18 年 7 月 10 日は 26 万 4,000 円、平成 18 年 12 月 11 日は 27 万 4,000 円、平成 19 年 12 月 10 日は 25 万 1,000 円、平成 20 年 7 月 10 日は 26 万円、平成 20 年 12 月 10 日は 32 万円、平成 21 年 7 月 10 日は 29 万 4,000 円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者の A 社における平成 19 年 7 月 10 日の標準賞与額を訂正することが必要である。標準賞与額については、20 万円から 24 万 8,000 円とすることが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日  
② 平成 17 年 12 月 12 日  
③ 平成 18 年 7 月 10 日  
④ 平成 18 年 12 月 11 日  
⑤ 平成 19 年 7 月 10 日  
⑥ 平成 19 年 12 月 10 日  
⑦ 平成 20 年 7 月 10 日

⑧ 平成 20 年 12 月 10 日

⑨ 平成 21 年 7 月 10 日

請求期間①から④まで及び請求期間⑥から⑨までについて、A社から賞与が支給されていたにもかかわらず、賞与の記録がないので記録を訂正して、年金額に反映してほしい。また、請求期間⑤について、標準賞与額の記録が実際に受け取っていた賞与の支給額より少ないため、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から④まで及び請求期間⑥から⑨までについては、請求者から提出された普通預金元帳の写し及び同僚の賞与明細書並びに賞与支給明細書により、請求者がA社から当該期間に係る賞与（請求期間①は30万円、請求期間②及び③は27万円、請求期間④は28万円、請求期間⑥は27万円、請求期間⑦は26万円、請求期間⑧は32万円、請求期間⑨は29万4,000円）を支給され、当該賞与額に相当する標準賞与額（請求期間①は30万円、請求期間②及び③は27万円、請求期間④は28万円、請求期間⑥は27万円、請求期間⑦は26万円、請求期間⑧は32万円、請求期間⑨は29万4,000円）に基づく厚生年金保険料に見合う又はそれを下回る厚生年金保険料（請求期間①は2万901円、請求期間②及び③は1万8,811円、請求期間④は1万9,508円、請求期間⑥は1万8,811円、請求期間⑦は1万9,495円、請求期間⑧は2万4,560円、請求期間⑨は2万2,564円）を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、前述の普通預金元帳の写し及び同僚の賞与明細書並びに賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は30万円、請求期間②及び③は26万4,000円、請求期間④は27万4,000円、請求期間⑥は25万1,000円、請求期間⑦は26万円、請求期間⑧は32万円、請求期間⑨は29万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑤について、請求者から提出された普通預金元帳の写し及び同僚の賞与明細書により、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準賞与額（20万円）を超える賞与（26万円）の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（26万円）に基づく厚生年金保険料を下回る厚生年金保険料（1万8,114円）を

事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、前述の普通預金元帳の写し及び同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、24万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、年金事務所が保管している請求者の平成19年7月10日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載された賞与額が厚生年金保険の記録における標準賞与額に見合う額となっていることから、事業主から賞与額を厚生年金保険の記録どおりの標準賞与額に見合う額として厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出され、その結果、社会保険事務所は、訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該請求に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500414号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500238号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成16年12月10日は2万5,000円、平成17年12月12日は4万円、平成18年7月10日は3万円、平成18年12月11日は2万9,000円、平成19年7月10日は2万6,000円、平成19年12月10日は2万8,000円、平成20年7月10日は3万円、平成20年12月10日は5万円、平成21年7月10日は2万5,000円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月  
② 平成17年12月  
③ 平成18年7月  
④ 平成18年12月  
⑤ 平成19年7月  
⑥ 平成19年12月  
⑦ 平成20年7月  
⑧ 平成20年12月  
⑨ 平成21年7月

請求期間①から⑨までについて、A社から賞与を支給されていたにもかかわらず、賞与の記録がないので記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②、⑦及び⑨については、請求者から提出された預金通帳の写し、金融機関から提出されたお取引明細表、取引推移一覧表及び同僚の賞与明細書並びに賞与支給明細書により、請求者がA社から当該期間に係る賞与(請求期間①

は2万5,000円、請求期間②は4万円、請求期間⑦は3万円、請求期間⑨は2万5,000円)を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額(請求期間①は2万5,000円、請求期間②は4万円、請求期間⑦は3万円、請求期間⑨は2万5,000円)に基づく厚生年金保険料(請求期間①は1,742円、請求期間②は2,787円、請求期間⑦は2,249円、請求期間⑨は1,919円)を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、標準賞与額については、前述の請求者から提出された預金通帳の写し、金融機関から提出されたお取引明細表、取引推移一覧表及び同僚の賞与明細書並びに賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は2万5,000円、請求期間②は4万円、請求期間⑦は3万円、請求期間⑨は2万5,000円とすることが必要である。

また、請求期間①、②、⑦及び⑨に係る賞与の支給日については、請求者から提出された預金通帳の写し、金融機関から提出されたお取引明細表、取引推移一覧表、同僚の賞与支給明細書及び同僚の普通預金元帳により、請求期間①は平成16年12月10日、請求期間②は平成17年12月12日、請求期間⑦は平成20年7月10日、請求期間⑨は平成21年7月10日とすることが妥当である。

請求期間③から⑥まで及び⑧については、請求者から提出された賞与明細書及び賞与支給明細書により、請求者がA社から当該期間に係る賞与(請求期間③及び④は3万円、請求期間⑤は2万7,000円、請求期間⑥は3万円、請求期間⑧は5万円)を支給され、当該賞与額に相当する標準賞与額(請求期間③及び④は3万円、請求期間⑤は2万7,000円、請求期間⑥は3万円、請求期間⑧は5万円)に見合う又はそれを下回る厚生年金保険料(請求期間③及び④は2,090円、請求期間⑤は1,881円、請求期間⑥は2,090円、請求期間⑧は3,837円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書及び賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間③は3万円、請求期間④は2万9,000円、請求期間⑤は2万6,000円、請求期間⑥は2万8,000円、請求期間⑧は5万円とすることが必要である。

また、請求期間③から⑥まで及び⑧に係る賞与の支給日については、金融機関から提出されたお取引明細表及び請求者から提出された賞与支給明細書により、請求期間③は平成18年7月10日、請求期間④は平成18年12月11日、請求期間⑤は平成19年7月10日、請求期間⑥は平成19年12月10日、請求期間⑧は平成20年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500294号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500052号

## 第1 結論

昭和53年8月、同年9月及び昭和54年1月から同年3月までの期間の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年8月及び同年9月  
② 昭和54年1月から同年3月まで

請求期間の保険料はいずれも還付された記録とされているが、還付された記憶はなく、還付に関する通知も受け取っていない。

請求期間①については、同期間が厚生年金保険の被保険者とされている記録があるが、同じ期間を国民年金の加入期間とするか、又は、他の期間に保険料を充当して納付済みの期間を増やしてほしい。請求期間②については、納付済みの期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の現在の年金記録状況について、オンライン記録によると、請求期間①については、厚生年金保険の被保険者期間とされており、請求期間②については、公的年金制度に加入しておらず、いわゆる未加入期間とされていることが確認できる。請求者は、これら期間の保険料相当額を納付したことを示す領収証書を所持しているため、請求期間①については、厚生年金保険の被保険者期間のまま、国民年金の被保険者期間として取扱い、老齢基礎年金等の年金額に反映する納付済期間としてほしい、あるいは、それが不可能であるならば、当該2か月分の保険料相当額を他の期間に充当してほしい旨陳述し、請求期間②については、公的年金制度に加入していない期間であり、年金額に反映する納付済期間としてほしい旨陳述し、年金記録の訂正を求めている。

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月頃に払い出されており、請求者の加入手続は、この頃に行われ、その際に、昭和52年11月に被保険者資格を取得する事務処理が行われていたものとみられる。その翌年度に当たる昭和53年4月の時点において、引き続き請求者が国民年金に加入していたため、昭和53年度の保険料に係る納付書(1年度分)

が請求者に対して発行されているところ、請求者が所持する昭和 53 年度国民年金保険税（料）納付書兼領収証書によると、請求者は、請求期間①が含まれる昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの保険料相当額を昭和 53 年 8 月 4 日に、請求期間②の保険料相当額を昭和 54 年 2 月 5 日に納付していることが確認できる。

また、請求期間①と請求期間②の間に当たる昭和 53 年 10 月から同年 12 月までについては、請求期間①及び②と同様、当時、保険料相当額が納付された後に還付（昭和 54 年 2 月 19 日）されていたが、オンライン記録によると、平成 21 年 7 月 14 日付けで未加入期間から加入期間へ訂正するとともに、保険料が納付済みである期間として訂正が行われているため、請求期間①及び②に隣接する期間に記録不備が生じていたことが確認できる。

しかしながら、請求期間①について、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、上述の昭和 53 年 8 月 4 日に納付された保険料相当額は、昭和 53 年 10 月 18 日に還付されたこととされている。同市の国民年金被保険者名簿には、請求者が昭和 53 年 8 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したため、国民年金の被保険者資格を喪失したことが明記されているところ、当時の制度では、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は国民年金の被保険者とし（適用除外）とされていたことから、当該期間の保険料相当額が還付された取扱いについて不自然な点は見受けられず、当該保険料相当額が還付されていなかった事情はうかがえない。

また、請求者は、請求期間①の保険料相当額の還付に係る通知等について受け取っていないとしているものの、戸籍の附票によると、上述の納付された日から還付された日までの間に請求者に係る住所地の変更はなかったことが確認でき、このほかに通知等が請求者の住所地に届かなかった特段の事情も見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間①の保険料相当額を他の期間へ充当できないかとしているところ、請求者の年金記録を見ると、上述の保険料相当額の納付及び還付が行われた当時、保険料の納付可能期間内（2年以内）であり、現在は未加入期間と取り扱われているが、本来は国民年金の強制加入期間として取り扱うべきであった期間（昭和 52 年 10 月）が確認できる。しかし、当該期間への保険料相当額の充当について、日本年金機構B事務センターは、当該未加入期間として取り扱われている期間への充当は行わない旨の回答をしている。

加えて、請求期間②について、請求者が所持する昭和 53 年度国民年金保険税（料）納付書兼領収証書並びに国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、上述の昭和 54 年 2 月 5 日に納付された保険料相当額に関しては、請求者は、昭和 53 年 8 月 17 日に被保険者資格を喪失していたものの、昭和 53 年度当初に請求者に対して当該年度分の納付書が既に発行されていたため、当該納付書を用いて請求期間②の保険料相当額が納付され、その後、昭和 54 年 3 月 14 日に還付されたこととされている。しかし、同市の国民年金被保険者名簿では、請求者が次に被保険者資格を取得したのは昭和 61 年 4 月（第 3 号被保険者）と記載されているため、請求期間②に係る加入手続が行われた形跡が見当たらず、当時、請求期間②の保険料相当額が還付されていなかった事情はうかがえない。

このほか、請求者は、請求期間②の保険料相当額の還付に係る通知等についても受

け取っていないとしているものの、i) 請求者は、婚姻（昭和 54 年 1 月 \* 日）後の新住所地への転送手続を、自身が郵便局で昭和 54 年 1 月 3 日に行ったとしていること、ii) 請求者は、旧住所地、旧姓で昭和 54 年 3 月 1 日に作成されている厚生年金基金連合会からのハガキが、婚姻後の新住所地に届いているので、仮に請求期間②の還付に係る通知が旧住所地、旧姓で郵送されても、新住所地に届くはずとしていること、iii) 戸籍の附票によると、上述の納付された日から還付された日までの間に請求者に係る住所地の変更はなかったことが確認できることを考え合わせると、請求期間②の保険料相当額の還付に係る通知等が請求者に対し届かなかった事情は導き出せない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500377 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500053 号

## 第 1 結論

平成 12 年 4 月から平成 13 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 53 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 12 年 4 月から平成 13 年 3 月まで

請求期間の保険料については、年金記録では未納とされているが、この頃は、社会保険事務所（当時）の職員が自宅を訪問してきたので、その職員に家族 3 人分（請求者、母親、妹）の免除申請書を私か母親が渡し、家族の保険料が免除されていたはずである。母親と妹の保険料が免除されているにもかかわらず、私の保険料が未納とされているのはおかしいので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の年金記録を管理している制度共通の基礎年金番号は、請求者が 20 歳前に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことを契機に、平成 9 年 12 月に付番されており、その後、請求者は、20 歳到達時点において、当該厚生年金保険の被保険者資格を既に喪失していたため、同一の基礎年金番号を用いて 20 歳から国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われている。以後、請求期間までの間において、厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失する事務処理、これに伴う国民年金の被保険者資格の喪失及び取得が同一の基礎年金番号を用いて 2 回行われ、請求期間については、現在、国民年金の被保険者資格を取得している期間とされ、その保険料は未納とされているが、請求者は、請求期間当時に、保険料の免除申請を行ったはずであるとして、請求期間の年金記録の訂正を求めている。

請求者は、請求期間において、家族 3 人分（請求者、母親、妹）の保険料の免除申請を行っていた旨の陳述をしているところ、請求期間に当たる平成 12 年度の母親及び妹の保険料に関しては、母親は 1 年度分の保険料、妹は 20 歳到達後の保険料（平成 12 年\*月から平成 13 年 3 月まで）について、それぞれ免除申請が行われ、全額免

除期間として承認されており、母親及び妹の保険料の納付記録等は請求者の陳述のとおりである。

また、請求者の20歳から請求期間直前までの保険料に関しては、免除申請が行われ、厚生年金保険の被保険者期間を除く期間が全額免除期間として承認されているところ、請求者は、請求期間当時は無職で収入はなく、請求期間前後において、経済状況に大きな変化はなかったとしているため、保険料の免除申請を行ったとする陳述に見合う状況であったことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、請求期間の保険料の免除申請書については、社会保険事務所の職員が訪問の際、自身又は母親が提出した旨の陳述をしているものの、保険料の免除が承認された後に送付される通知書の受領については、記憶にないとしており、免除申請書提出後の請求期間に係る保険料の免除承認についての詳細は不明である。

また、請求者は、請求期間の前年度に当たる平成11年12月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、あわせて、国民年金の被保険者資格を喪失し、その後、同月内の平成11年12月23日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているため、請求期間が含まれる平成11年12月23日以降の国民年金の被保険者資格を再取得するための加入手続が必要であった。しかし、請求期間が含まれる被保険者資格の再取得について、i) 請求者は、当該再取得に係る加入手続を行ったと思うが記憶にはない旨の陳述をしているため、その時期等の具体的な詳細は不明であること、ii) オンライン記録では、請求期間後の平成13年8月23日付けで、請求者は、平成11年12月23日まで遡って被保険者資格を再取得させる勸奨対象者であったこととされていること、iii) 当該再取得に係るオンライン記録における事務処理は、平成13年12月に行われたこととされていることを踏まえると、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったものと考えられ、請求期間の保険料の免除申請を行うことができなかったものとみられる。

さらに、当時の免除申請書等については、請求者が居住しているA市及び同市を管轄している年金事務所においては、保管期限が経過しているため確認することができない旨回答していることから、請求期間の保険料の免除申請が行われていたことをうかがい知ることはできない。

加えて、請求者は、請求期間当時に家族3人分の保険料の免除申請を行ったにもかかわらず、請求期間に当たる平成12年度の保険料について、母親及び妹のみ免除され、請求者が未納とされていることに疑念を抱いている。しかし、母親については、昭和51年4月から継続して国民年金に加入しており、妹についても、20歳到達時の平成12年\*月に国民年金に加入しているのに対し、請求者については、上述のとおり、請求期間当時において国民年金に未加入であったため、母親及び妹とは加入状況が異なり、母親若しくは妹のいずれかと同時期に、又は同年度内に保険料の免除申請を行うことはできなかったことから、母親及び妹の平成12年度内の保険料が免除されていることをもって、請求者に係る請求期間の保険料が免除されていたと推認することはできない。

このほか、請求期間については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の保険料の免除に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、

記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間の保険料を免除されていたことが確実に認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500396号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500233号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和51年6月10日頃から同年10月1日まで  
私は、A社に勤務していたが、昭和51年6月に病気で約1週間入院した。そして、退院時に健康保険証を返却し、昭和51年6月10日頃に退職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は同年10月1日となっており、実際に勤務していた期間よりも長く記録されている。年金額が減っても構わないので事実即した記録になるように被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社は、請求者について昭和51年1月1日から同年9月30日までは正社員として、昭和51年10月1日から同年12月13日までは嘱託職員として勤務していたと回答している。

また、B社は、正社員の期間だけ厚生年金保険に加入させているので、請求者の厚生年金保険の被保険者期間は昭和51年1月1日から同年10月1日までである旨の陳述をしており、当該陳述内容は健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録で確認できる請求者の同社における厚生年金保険被保険者期間と一致する。

このほか、請求者の請求期間における請求内容について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間における厚生年金保険被保険者記録について訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500475号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500239号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年4月1日から平成5年5月26日まで

A事業所で平成元年4月1日から平成5年5月25日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録がないので、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者のA事業所での被保険者資格取得日は平成元年5月1日、離職日は平成5年5月25日であることが確認できる。

また、A事業所の事業主は、請求者が平成元年1月から平成5年5月10日まで勤務していたと回答している。

しかしながら、A事業所における同僚7人(請求者が記憶している同僚を含む。)に照会したところ、回答が得られた6人は自身が記憶する同事業所での就職日から少なくとも4年以上経過した後、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、そのうち一人の同僚は、事業主より従業員は就職日から一定期間は厚生年金保険被保険者資格を取得しない旨の説明があったと回答していることから、同事業所では、必ずしも従業員の就職と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A事業所は、請求者の給与及び社会保険に係る資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除の有無は確認できないと回答している一方で、請求者には退職の際に厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかったと説明した記憶がある旨の陳述をしている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500470号

厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1500009号

## 第1 結論

昭和32年12月1日から昭和35年10月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年12月1日から昭和35年10月21日まで

支給済期間 : ① 昭和32年12月1日から昭和34年4月1日まで  
② 昭和34年6月5日から昭和35年10月21日まで

年金記録によると、請求期間において脱退手当金を受給していることになっているが、受け取った記憶がないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間において、請求者が勤務していた最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間に係る脱退手当金については、請求者の厚生年金保険資格喪失日である昭和35年10月21日から約5か月後の昭和36年3月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、請求者の厚生年金保険被保険者期間(以下「厚年期間」という。)の被保険者記号番号が請求期間である2回の厚年期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、請求期間後の厚年期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、請求期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚年期間があるものの、請求期間のものとは別の被保険者記号番号で管理されており、当

時、請求者からの請求がない場合、別の番号で管理されている厚年期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。